

軽自動車の車検は、



JNKS

で変わる!

Jidoshazei Nofu Kakunin System ジェンクス

令和5年1月から、軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)で、

継続検査窓口での**納税証明書の提示**が

原則

不要になります!

国土交通省・総務省・軽自動車検査協会・地方税共同機構

詳しくはこちら

<https://www.lta.go.jp/jidousya/>



納税証明書の提示が原則不要に！

継続検査申請 (OSS / OCR)



申請者

提示
不要!



納税証明書



申請書類

紛失しても…

納税証明書の再交付申請

不要!

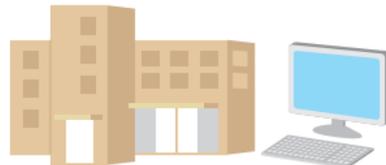


軽自動車検査協会

照会 ↓ ↑ 回答

軽JNKS

納付情報 ↑ 登録



市区町村

ご注意ください

- 軽自動車税種別割の納付方法によっては、納付情報が軽JNKSに登録されるまで相応の日数を要する場合があります。※車検をお急ぎの場合は、早めの納付をお願いします。
- 軽自動車税種別割を納付したにもかかわらず、軽JNKSに納付情報が登録されていない場合や、転入直後で軽JNKSへの登録がされていない場合など、軽JNKSに関するご質問は、市区町村の軽自動車税担当課にお問い合わせください。